

平成29年度事業計画について

建設業界におきましては、以前より社会保険加入の促進に取り組んでまいりましたが、今年度は「2017年度をめどに許可業者単位で100%、労働者単位で製造業並み」とする国土交通省の目標年次となりました。

建設業界の未来を考えれば、将来の担い手確保・育成につなげるためにも、社会保険加入の徹底を図るとともに、業界が一致団結して知恵を絞りながら、処遇改善や現場環境の改善などの諸課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

特に工事の平準化と併せ、現場における週休二日の実施実現に向け、ゆとりのある工期設定が必要不可欠であり、国土交通省近畿地方整備局をはじめ発注部局とも連携し、早期実施に向け努力していかなければならないと考えております。

また、平成25年から5年連続引き上げられている設計労務単価ですが、適切な賃金水準の確保を図るためにも、さらなる引き上げが必要であり、重層下請け構造の是正に向けても業界全体で取組まなければならない課題であると思われまます。そして、国土交通省において進められておりますキャリアアップシステムについてもその活用方法を検討していかなければならないと思っております。

このような環境の中、当協会の本年度の活動は、建設業の再生をめざすため、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」、「防災体制の構築」、「現場の土日完全休日に向けた労働環境の改善」の5つの重点課題を掲げ、事業を展開することにしており、会員からの意見を迅速に反映した活動となるよう、尽力してまいります。

本年度における具体的な活動内容ならびに各委員会における活動方針等につきましては、本事業計画書に記載しておりますので、ご高覧いただき、今後とも協会活動に対する尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I. 本年度の活動方針と重点課題について

平成29年度の重点課題としては、引続き建設業の再生をめざすため、「安定的な工事量の確保・拡大と工事の平準化」、「適正利潤の確保」、「担い手の確保と育成」「防災体制の構築」の4課題に加え、「現場の土日完全休日に向けた労働環境の改善」に向けた課題にも取り組むこととし、課題に対しては早急に対応できる体制を構築し、研究活動、要望活動を展開する。

(1) 会員会社の適正な利益確保につながる活動の推進

- ①一昨年度から運用が開始された「発注関係事務の運用に関する指針」において示されている「適正な利潤が確保できる予定価格の設定や適正工期」、「低入札価格調査基準価格等の適切な活用徹底」、「適切な設計変更」、また、実施に努める事項として「発注や施工時期の平準化」等について、引続き、大阪府下市町村に至るまで適切に実施されるよう、国土交通省近畿地方整備局とも連携し、適切な対応を要望する。
- ②引続き、国土交通省をはじめ大阪府、大阪市並びに公益民間企業について、会員から寄せられる片務的な問題や制度上の課題に対し、意見交換の場を通じ、積極的に改善に向けた要望を行う。
- ③民間工事指針に謳われている施工上のリスク等について関係者が十分理解し、リスク負担の考え方について共通認識を持って工事が進められるよう、民間発注機関への周知徹底に向けた要望活動を行う。
- ④現場の土日完全休日に向けた課題を抽出し、改善に向け要望を行う。
- ⑤資材、労務費等の動向を把握し、タイムラグのない実勢価格による積算基準を要望するなど、迅速な情報収集により、適宜対応する。
- ⑥将来の国のグランドデザインを明確にし、安定的な工事量の確保拡大に向け、全建とも連携し要望活動を展開していく。
- ⑦首都圏一極集中の是正と関西の活性化に向け、経済界とも連携し提言要望活動を行う。

(2) 建設業における技術者、技能労働者の確保と育成に向けた活動の推進

- ①前年度に引続き、建設業界に入職を希望する建築系・土木系学生に対し、いち早く効率的に協会会員企業との出会いの機会を確保することを目的に、当協会主催による会員企業を対象とした合同企業説明会を開催する。
- ②学生に対する建設業の理解促進と少しでも早い機会に接点を持つことを目的に、イベントの企画やツールを活用し、協会が主体となった新たな人材確保策を検討する。
- ③若手技術者に対する技術力、知識のレベルアップにつながるこれまでの対面セミナーに加え、インターネットを活用したビデオセミナーを会員へ無料で提供する。
- ④高校生を対象とした体験セミナーや現場見学会を開催し、建設業への入職促進を図る。
- ⑤女性活躍推進のための事例収集と啓発活動を実施する。

- (3) 南海トラフ大地震等大災害発生時の道路啓開作業を含めた防災体制の構築
- ①道路管理者と連携し、緊急時の大阪市内重要路線における道路啓開作業の円滑な推進に向け、協会内部の体制の再構築ならびに会員間の連携強化に向けた課題を検討する。
 - ②災害発生時の緊急連絡体制と各種マニュアルの整備と周知徹底に向けた、説明会を開催する。
- (4) 会員サービスの更なる向上を目指すための活動
- 会員ニーズを迅速かつ的確に把握するため、さまざまな懇談会や、会員との定期的な接点を持つ会合を少しでも増やして状況把握に努めるとともに、協会ホームページ上に設置した会員からの要望を受ける窓口や会員が集う場を活用して情報収集に努める。

II. 調査研究活動による提言・要望活動

わが国の住宅・社会資本整備の着実な整備並びに業界の発展を図っていくため、全国建設業協会をはじめ、関係建設業団体と緊密な連携をとりながら、次のとおり提言・要望活動を推進する。

1. 公共事業関係予算に関する要望
2. 入札・契約制度改革に関する提言、要望
3. 適正な利益確保に向けた提言、要望
4. 低入札対策並びに不良不適格業者の排除に関する要望
5. 社会保険未加入企業排除に関し、円滑に推進するための要望
6. 税制改正に関する要望
7. 近畿地域並びに大阪府下における建設行政に関する提言、要望
8. 改正品確法の地方自治体までの趣旨徹底についての要望
9. その他、諸問題解決のための改善要望、提言

III. 委員会に付託する調査研究活動

調査研究活動を次の委員会に付託する。

1. 総務委員会
2. 総合企画委員会
3. 広報委員会
4. 経営委員会
5. 建築委員会
6. 土木委員会
7. 環境委員会
8. 労働委員会

1. 総務委員会

当委員会は、協会の事業及び業務運営の基本に係る方針の審議と事業化への助言、予算、表彰、入会選考等、協会の根幹に係わる事項及び主要事業等の推進に関する事項の検討を担当する。

担当事項の検討及びその立案については、必要に応じ総務専門委員会に諮問する。

- (1) 実施事業と収支決算、事業計画案と収支予算案の編成等に関し検討・審議し、議案の成案を図り、理事会、参与会、地区代議員会の審議を経て総会に上程する。
- (2) 会費基準の見直しに関する事項について検討・審議する。
- (3) 当協会の会員表彰規程に基づき、会員から推薦を受けた候補者を審議・選考し、受賞

者を決定する。

- (4) 全国建設業協会の表彰規程に基づき、当協会から推薦すべき候補者を審議・選考し、受賞候補者を推薦する。
- (5) 当協会への入会並びに再入会希望企業に関して審議し、理事会に上程する。
- (6) 総務専門委員会活動の推進
委員長の諮問事項について検討・審議し、その立案を図り答申する。

2. 総合企画委員会

当委員会は、社会の変革とともに生ずる建設業の諸問題の内、緊急性、重要性が高い建設業の根幹に係わる事項を抽出の上、問題解決に向けて研究・検討を行うとともに、課題によっては各委員会に研究を付託し、取りまとめられた提言・要望等について審議の上、建設関連団体等と連携し、適宜関係諸団体等に要望・提言等を行うことにより、会員企業並びに業界の発展向上に寄与するための活動を行う。

また、各委員会がそれぞれ有機的に効果の上がる活動が展開できるよう、関連する議題や取組むテーマ等について調整を行う。

- (1) 受発注者間の片務性解消と適正利益確保に向けた研究
- (2) 改正品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」について普及徹底要望
- (3) 民間工事指針の趣旨に基づき民間発注者への意見交換会実施に向けての要請
- (4) 国土交通省、大阪府等の行政機関、公益民間企業等との懇談会等を適宜開催し、相互理解を深めるとともに、望ましい方向性の提言を行う。
- (5) 国の施策や取組み等を会員に対して水平展開を図るべく、時局講演会を開催
- (6) 社会環境や建設業界に対するニーズの変化に伴い、対応すべき新たな問題点の掘り起こしに努める。
- (7) 防災協定に基づく災害時の実働体制の確立に向けたツールの作成、並びに行政機関との連携に向けた意見交換会の開催
- (8) 資材労務費の現状把握、人材確保に向けた情報の収集と対応策の検討
- (9) 税制改正に対する要望を行う。

3. 広報委員会

当委員会は、建設業の社会的使命・役割並びにその魅力を伝えるための効果的な広報活動を主活動とし、次に挙げる活動を推進する。

また、それらに付随する各種調査・研究活動に取り組むとともに、マスコミ関係者との連携促進を図るものとする。

- (1) インターネットを活用した情報発信
 - ① ホームページによる情報発信
一般社会に対し建設業に対する理解の促進を図るとともに、協会と会員企業相互の情報交換と共有化を図るため、ホームページによる情報発信を行う。
 - ② 大建協ニュースの配信
通達等行政の施策、業界ニュースなどをタイムリーに情報提供するため、会員に

随時メールにより配信する。

(2) 若年者の入職促進を踏まえた広報誌「O-WAVE」の発刊

建設業の社会的使命や役割を広く知っていただき建設業のイメージアップを図るとともに、特に若年者に向けて建設業の魅力を伝えることにより、興味・関心を持っていただき、建設業界への就労の足掛かりを作ることを目的として、広報誌「O-WAVE」の発刊について検討する。

(3) 現場見学会の開催

一般の方や児童を対象として、建設業への興味・関心を促進することを目的に現場見学会を開催する。

(4) マスコミとの連携強化

協会活動に対する理解促進活動の一環として、パブリシティ活動を推進するために、一般紙並びに建設業界紙に対して、適宜記者発表及び情報の提供を行う。

4. 経営委員会

当委員会は、主として中小・中堅建設企業の経営に係る各種問題の調査・研究活動を推進する。

本年度は、技術と経営に優れた建設企業が生き残れる方策を中小・中堅建設企業の立場から検討し、中小・中堅建設企業の発展につながる研究活動を実施する。

なお、優秀な人材を確保することを目的とした「合同企業説明会」、平成20年度から実施している「事業承継セミナー」を開催するとともに、中小・中堅建設企業として、新たな能力向上を目的とした研修会を企画するなど、会員の発展向上に供していく。

(1) 部門別人材育成への取組み

中小・中堅建設企業が抱える課題として、部門別ごとの人材を育成するための組織力強化が挙げられる。

このため、人材育成強化策として、若手社員から管理職クラスまで、幅広く人材育成を図ることを焦点にした研修会・セミナーを実施する。

(2) 協会主催の合同企業説明会の開催及び人材確保に向けた取組みの検討

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の合同企業説明会を開催する。

併せて、新たに人材確保に向けた取組みについて検討する。

(3) 事業承継への取組み

本年度は参加者の自主運営により、カリキュラムを策定し、参加者相互のディスカッションを中心とした「経営者としての意識の持ち方、経営者の在り方」を考える場や参加者同志の理解を深めて頂くための場を提供する。なお、必要に応じて業界経験者からの体験談や、経営者としての財務、会計等の知識習得、コンプライアンスや事業継続計画などに関するセミナーも開催する。

(4) 各種研修会・セミナー・現場見学会等を開催する。

5. 建築委員会

当委員会では、業界の建築技術水準のレベルアップに寄与するため、建築施工分野にお

ける品質に関する諸問題や技術の改善及び生産性の向上を目的とした調査・研究活動や法令、制度を含めた建築全般に係る諸問題について、多角的な視点から課題に取り組むこととし、本年度は次の活動を展開する。

(1) 品質確保に向けた取組み

建築委員会では、これまでも建築技術者の技術向上並びに技術継承を目的に様々な成果物を発刊してきたが、今後も問題点の大きいテーマから順次、改善に努める。

①杭工事における管理能力向上のための活動

昨年度から取り組んでいる、既製杭および場所打ちコンクリート杭、地盤改良杭について、杭材料、製作、打設、検査、安全に関する管理ポイント・注意事項を取りまとめた『杭に関するマニュアル』（仮称）を作成、発刊し、同時に普及啓発活動を展開する。

②『若手技術者のための知っておくべき鉄筋工事』の改訂について

躯体工事の中でも特に鉄筋工事は高品質な施工が求められる一方で、管理方法に関する技術の伝承が危惧されており、経験の少ない若手技術者や派遣技術者が適切な指導を受けないまま工事を担当することも見受けられる。また、図面の読取り能力の向上や、施工図による事前検討の不足等に起因する「繰り返し型の不具合」が慢性的に指摘されていることから、平成22年2月に『若手技術者のための知っておくべき鉄筋工事』を発刊し、好評を得ていた。

しかし、発刊から7年が経過していることから、内容を見直し、改訂版としてマニュアルを作成、発刊し、同時に普及活動を展開する。

(2) 若手建築技術者に向けたセミナーの開催

①杭工事における管理能力向上のためのセミナーの開催

若手建築技術者に向けて、当委員会で作成する『杭に関するマニュアル』（仮称）を基に杭の管理に関する技術や知識の向上を目的としたセミナーを開催する。

②鉄筋工事に関するセミナーの開催

若手建築技術者に向けて、当委員会で作成する『若手技術者のための知っておくべき鉄筋工事～改訂版～』（仮称）を基に、鉄筋に関する技術や知識の向上を目的としたセミナーを開催する。

(3) 若手建築技術者向け教育ツールの開発

これまで当委員会で作成した「若手技術者シリーズ」（音の基礎知識、設備工事（改訂版）、仮設計画）を用いて、（一財）建設業振興基金と連携し、水平展開を容易に図れる教育ツールを開発する。

6. 土木委員会

当委員会は、土木全般における施工技術や生産性の向上・改善並びに施工の合理化、設計・施工・積算・資材・法令・制度等に関する諸問題の調査・研究を行うこととし、本年度は次の事業を主に実施する。

(1) 土木工事を取り巻く諸問題等に関する調査研究

公共土木工事の入札契約制度、設計・積算、工事施工、その他の諸問題について調査研究し、国土交通省等との意見交換を行い、要望・提案する。

建設業は、地域インフラ整備や維持の担い手として、そして、災害時の応急対応を支える安全・安心の守り手として、また雇用や経済成長、地方創生を支える基幹産業として、その貢献に大きな期待が寄せられている。

これらの使命を果たしていくためには、各企業において経営基盤の安定が必要であり、景気に左右されない継続的な事業実施や持続的・安定的な公共工事予算の確保を求めるとともに、受注者が適正利潤を確保し、公共工事の品質や円滑な施工を執行するための人材の確保・育成、またICT技術等を活用した現場の生産性向上、長時間労働の抑制や休暇取得等労働環境の抜本的な改善にスムーズに取り組めるよう現状の問題・課題等を調査の上、意見交換を行うこととする。

更に、担い手3法の趣旨を踏まえた適正価格による契約や発注の徹底、施工時期の平準化、適正工期の設定等が履行されているか、その実態等を継続して調査・把握し、要望・提言等を行うこととする。

また、低迷する関西の建設産業の活性化を図るため、関西広域地方計画等における公共工事の位置付けを見据え、引続き要望活動等を行う。

(2) 大阪府・大阪市等地方自治体との懇談会の開催

担い手3法等の施行から3年が経過しようとしているが、未だに一部の自治体の土木工事においては低入札価格調査制度の導入による低入札価格での落札が続いている。

将来にわたる公共工事の品質確保のためにも、受注者が適正な利潤を確保し、中長期的な担い手の確保・育成が円滑に行えるよう行き過ぎた価格競争の是正をはじめ、適正な工事発注や工期設定、施工時期の平準化、また施工条件に応じた設計変更等が着実に実行されるよう担い手3法ならびに公共工事発注者の共通ルールである発注関係事務に関する運用指針の早期浸透を求め、必要に応じて懇談を行い、要望・提案を行う。

(3) 公益民間企業発注工事に関する問題・課題の調査研究

公共工事だけでなく、公益民間企業発注工事に関する入札契約制度、設計変更協議や工事施工における受発注者間の片務的な問題・課題等について調査研究を行う。

(4) 施工の合理化等に関する調査研究と情報提供

土木工事における施工技術や生産性の向上・改善、施工の合理化等に資することを目的に、会員各社の創意・工夫・改善の取組み等に関する調査研究を行う。

特に、生産年齢人口の減少や高齢化が進む中、「建設現場の生産性革命」として生産性向上を目指す「i-Construction」の取組みに関する調査研究を深め、情報発信に努めることとする。

また、加速するインフラの老朽化に対する維持管理・更新や長寿命化、更には防災・減災及び近年多発・激甚化する自然災害に対応する分野に関する施工技術の情報なども継続して収集し、調査研究を行う。

(5) 土木工事現場見学会の開催

土木技術者、土木工事施工担当者等の研修の場として、大規模現場や特殊工法等を採用する土木工事現場等の見学会を開催する。

(6) 土木技術講習会等の開催

土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図

るため、土木技術者、土木工事施工担当者等を対象とした講習会を開催する。

(7) 関係行政機関・団体への協力

- ①国土交通省近畿地方整備局との共催により、国や地方整備局等が推し進める施策や施工技術等に関する説明会等を開催する。
- ②近畿管内府県建設業協会・全国建設業協会と国土交通省本省・近畿地方整備局との意見交換実施に対する協力を行う。
- ③全国建設業協会の調査研究等事業活動への協力を行う。

7. 環境委員会

当委員会では、汚染土壌や建設副産物の適正処理と減量化・再資源化の促進や建設業に関連する環境問題等について、関係行政機関との連携を図り、調査研究を行う。

(1) 汚染土壌や建設副産物について、その適正処理の推進並びに環境問題への対策等に関する調査研究

①書籍『石綿飛散防止対策の手引き』の改訂について

石綿が使用された建築物等の老朽化が進み、これらの解体・改修工事が増加することが予想されているが、この工事施工に際して、施工者は石綿含有建材の分析調査から、作業計画の作成と届出、作業所内外の掲示、石綿の飛散防止対策、石綿廃棄物の処理等、様々な対策を講じるよう求められていることから、平成15年10月に『吹付け石綿除去対策編』を発刊し、また、平成18年10月には『石綿飛散防止対策の手引き』、平成21年10月には『石綿飛散防止対策の手引き 改訂版(2009)』をホームページ上で公開し、石綿飛散防止対策の一層の推進に努めている。

しかし、改訂版(2009)の公開から7年が経過していることから、内容の見直し、修正、加筆等を行い、再度改訂版の作成、発刊に取り組む。

②汚染土壌や建設副産物の適正処理並びに建設工事現場において発生する環境問題について

1) 地下工作物（基礎杭等）の残置について

残置した地下工作物の有効利用や、生活環境保全上・安全上の観点から撤去が不可能で、同工作物の残置が止むを得ない場合があるが、地下工作物（基礎杭等）の有用性を証明する明確な基準等はなく、大阪府内においてもその見解は統一されていないことから、今後も各行政の動向を確認し、必要に応じて意見交換等を行う。

2) 「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」等について

大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的とした「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」が平成27年7月1日に施行され、3,000㎡以上の土砂の埋立て等を行う場合には、大阪府の許可が必要となり、建設発生土の受入施設以外に建設工事も本条例の対象とされている。また本条例の施行を受けて、府内市町村においても独自に土砂の埋立て等の規制に関する条例を施行する自治体もあることから、今後の動向等を把握し、建設工事の適用除外を求める。

3) 建設副産物の減量化・再資源化、建設廃棄物の抑制や自ら利用について促進を図るとともに、その問題点や課題等について研究する。

4) その他、元請事業者として、汚染土壌や産業廃棄物の適正処理を行う上での問題・課題、また環境関連法令等の規制・基準の緩和、行政報告・届出等の簡略化や行政指導に対する疑義について、必要に応じて大阪府等関係行政機関との意見交換会を開催する。

(2) 建設副産物実務者を対象とした講習会等の開催

会員各社の作業所所員・係員、また店社の建設副産物実務者を対象とした、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法令等や、これらに基づく日常の業務等に関する知識や理解を深め、レベルアップを図る講習会・セミナー等を開催する。

(3) 産業廃棄物処理施設、環境対策実施現場等の見学会の開催

汚染土壌や建設副産物等の処理方法やリサイクルシステム等に関する最新情報の収集や現状等を把握するため、良好な処理施設・浄化施設、不法投棄対策工事や環境対策を実施する現場等の見学会を開催する。

(4) 関係行政機関、関係団体との連携

- ①全国建設業協会生産システム委員会の事業活動に対する協力
- ②建設副産物対策近畿地方連絡協議会への参画
- ③大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議への参画
- ④大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議への参画

8. 労働委員会

当委員会は、労働法規、労働福祉の改善、専門工事業者の労務問題、若年者の入職促進と育成、女性の活躍に関する取組み、建設雇用改善の推進及び社会保険未加入問題に関する事項の調査・研究活動を行う。

(1) 労働問題に関する調査・研究及びその対応策の検討

①長時間労働に関する調査・研究

働き方改革実現会議において、平成29年3月28日に、『働き方改革実行計画』として働き方改革に向けた基本的な考え方が示された。建設業では長時間労働の是正について、事業の特殊性から限度基準告示の適用除外とされていたが、今回の計画により5年の猶予期間を経て、上限規制（年720時間）の対象とし、5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組みを強力に推進するとされている。

そのようなことから、建設業における長時間労働に関する現状を把握するための調査を行い、必要に応じて、意見要望を行う。

②女性の活躍に関する取組み

近年、女性が活躍できる場を広げることが、取組むべきテーマの一つとなっており、建設企業においても女性の活躍推進に関する環境整備など様々な取組みが行われている。また、「働き方改革実行計画」においても、「多様な女性活躍の推進」として女性の活躍に関する企業の情報の見える化を進め、一層の女性活躍に向けた企業の取組みを促進するとされている。

そのようなことから、女性が働きやすい環境を作るため、会員会社が取組んでいる対策や工夫等に関する情報発信を目的に、平成29年3月に「ハッケン！！ゼネコン

女子」として当協会HPで公開したが、更なる内容の拡充に取組み、情報を発信する。

(2) 社会保険未加入企業排除に関する課題の研究

社会保険未加入対策について、国土交通省では、「許可業者単位で100%・労働者単位で製造業並み」の目標年次を迎えたことから、平成29年4月1日以降についても、国土交通省直轄工事において二次以下も含めた全ての下請について、社会保険等加入業者に限定する取組みを実施するなど、対策を強化している。

また、社会保険未加入対策推進協議会の申合せにおいて、平成29年度は、5年間の社会保険未加入対策を踏まえ、それぞれの立場から、目標の達成状況の把握に努めるとともに、そこで得られた課題について真摯に受け止め、社会保険の加入の徹底を確実にするために必要な対策を講じるとしていることから、動向に注視し、必要に応じて、意見要望等を行う。

(3) 建設キャリアアップシステムについて

技能者の技能や経験を蓄積し、それらに応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質向上や現場の効率化を実現するシステムの構築を目的とした建設キャリアアップシステムの開発等が平成29年度中の本格導入を目指し、進められている。

システムでは、本人情報、社会保険加入状況、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴、就労履歴等の情報が登録され、運用開始後1年で約100万人の登録、開始後5年を目途にすべての技能者の登録を目指していることから、システム導入の動向に注視し、必要に応じて説明会の開催や、意見要望等を行う。

(4) 建設雇用改善推進事業の実施

建設業界の就労者数が減少しており、若年者の入職・育成及び技能継承への取組みが喫緊の課題となっていることから、若年者の入職促進のための指導援助、啓発・広報、調査研究を行う。また、行政機関と連携し、高校生を対象とした建設労働体験セミナーや現場見学会を開催する。

IV. その他の実施事業

1. 平成29年度大阪府地域防災総合演習への参加

当協会と災害協定を締結している国土交通省近畿地方整備局・大阪府・大阪市では、平成29年度も洪水を想定した総合演習が実施されることから、本総合演習に参加する。

2. 大阪府建設業暴力追放推進大会

暴力団等の反社会的組織による建設産業への不当介入に対する徹底排除及び暴力追放機運の向上を図ることを目的として、大阪府警察本部をはじめ、(公財)大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会及び国・地方公共団体等の発注者の協力を得て、当協会をはじめ在阪建設業団体で構成する大阪府建設業暴力追放対策協議会主催による「第26回大阪府建設業暴力追放推進大会」を開催する。

V. 会議等の開催

1. 総会

第43回定時総会において、次の議案を上程し、平成29年度の当協会における事業運営及び活動に関して審議する。

開催日 平成29年5月23日

場 所 シェラトン都ホテル大阪

- 付議事項
- ・第1号議案 平成28年度事業報告の件
 - ・第2号議案 平成28年度貸借対照表、損益計算書及び附属明細書承認の件
 - ・第3号議案 平成29年度事業計画承認の件
 - ・第4号議案 平成29年度収支予算承認の件
 - ・第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

2. 理事会

建設業界及び会員の発展・向上に資するため、平成29年度において、理事会を年間7回開催し、当協会の事業運営及び活動に関する重要事項を審議し、各種事業を積極的かつ円滑に推進するための方策とその方向等を決定する。

3. 参与会・地区代議員会合同会議

第106回参与会・第122回地区代議員会の合同会議を次のとおり開催し、第43回定時総会に付議する事項等について審議する。

開催日 平成29年5月8日

場 所 大阪建設会館

- 議 題
- ・第43回定時総会に付議する事項について
 - ・その他

VI. 諸行事の開催

1. 新年交礼会

当協会をはじめとする在阪の建築関係友好15団体の会員が一堂に会する合同の「平成30年新年交礼会」を国土交通省近畿地方整備局長、大阪府知事並びに叙勲・褒章受章者等の出席を得て次のとおり開催する。

開催日 平成30年1月4日

場 所 リーガロイヤルホテル大阪（予定）

2. 会員表彰規程による表彰

永年にわたって建設業界の発展・向上に寄与された方々の功績を顕彰するため、会員の代表者、役員、従業員の表彰を行う。

3. 慰霊祭

当協会の役員及び会員関係者等の物故先覚者の御霊を祀るための「第69回慰霊祭」を、9月に生國魂神社及び同神社境内の家造祖神社において斎行する。

4. 優秀建設施工者大阪府知事表彰

優れた建設現場従事者を優秀施工者として表彰する「優秀建設施工者大阪府知事表彰」を大阪府及び当協会を含む建設業5団体で構成する優秀建設施工者大阪府知事表彰実行委員会の運営により、平成30年2月に行う。

5. 文化講演会並びに天神祭会員懇談会

会員相互の親睦を深めるため、天神祭に合わせ、文化講演会並びに会員懇談会を開催する。

開催日 平成29年7月25日

場 所 大阪建設会館

6. 野球大会

野球を通じて、会員の職員の体位向上を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的として、「第63回野球大会」を開催する。

7. 協会主催合同企業説明会の開催

建設企業各社において、将来を担う優秀な人材確保を図るため、協会主催の合同企業説明会を開催する。

VII. 講習会等の開催

1. 各種セミナー・講習会の開催

会員企業が抱える様々な問題解決に対して一助となるセミナー並びに会員企業社員の能力向上につながる各種講習会を開催する。

2. 建設業経理検定試験、建設業経理士登録講習会、特別研修

平成29年9月10日、全国一斉に実施される「第22回建設業経理士検定試験」、平成30年3月11日に全国一斉に実施される「第23回建設業経理士・第37回建設業経理事務士検定試験」の大阪地区における検定試験を、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。また、1級、2級建設業経理士有資格者対象の建設業経理士登録講習会並びに建設業経理事務士検定試験制度の一環として講習と試験との組合せによって行われる3級、4級特別研修についても、(一財)建設業振興基金の委託事業として実施する。

3. 監理技術者講習

大阪地区における監理技術者講習を（一財）建設業振興基金及び㈱建設産業振興センターの委託事業として、テレビ講習を実施する。

VIII. 情報調査活動

委員会活動及び協会事業の一環として、会員の協力を得ながら次の調査を実施し、報告書などを編纂・配布する。

- (1) 会員の平成29年度標準者給与実態調査
- (2) 会員の資本金、完成工事高、職員等に関する実態調査
- (3) 会員名簿の発行に係る調査
- (4) 重要かつ緊急な課題への対応を図るための調査の実施
- (5) その他、情報・統計調査

IX. その他の活動

- (1) 会員を対象とした無料法律相談の実施
- (2) 出版物等の頒布事業
- (3) 前払金保証制度の普及・推進活動への協力
- (4) 就業前準備研修の開催
- (5) 大阪人材確保推進会議への参画